対 民 間資 する附帯 金等の活用による公共施設等の整備 決議 等の促進に関する法律の一部を改正する法律 案に

政府: は、 本法の施行に当たっては、 次の諸 点に留意し、 その 運用について遺憾なきを期すべきである。

民間事業者 基づき事 実上の「 への公務員の派遣等については、民間事業者の必要性を十分に踏まえ、民間事業者 天下り」 と の 批判を受けることの ない よう、 そ の 運 用に 万全を期すこと。 か 5 の 要

民間資金等活用事業推進会議につい 行政の 簡 素 化 の 観 点 が ら、 そ の 設 ては、 置 の 意 義 民間資金等活用事業推進委員 につ いて検討 し て年 内 に結 論 会が設置されていることを踏ま を 得ること。

の 維持 民間 に 事業者選定に当たっては、 常に配慮すること。 公平な競争を確保するとともに、 契約事業者による良質な市民サー ビス

右決議する。